

弟子屈町住宅建設促進事業助成金交付申請書（新築・改築・増築・リフォーム・解体）

年 月 日

弟子屈町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

住宅建設促進事業助成金の交付を受けたいので、弟子屈町住宅建設促進事業助成金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 施工業者名 _____

施工業者住所 _____

2 契約日 年 月 日

3 工事予定期間 年 月 日から 年 月 日

4 建築場所 _____

5 延床面積 _____ m²

6 工事金額（契約） _____ 円

7 建築物所有者名義

棟 番 号	棟別延床面積	名 義 人	同居の有無
			有 ・ 無
			有 ・ 無
			有 ・ 無

※ 申請者と建築物所有者名義が違う場合に記入すること。

8 他制度による補助等の受給の有無又は予定

他制度による（予定）の有無	有 ・ 無
利用補助制度名称	補助対象金額

弟子屈町で行っている他制度による補助制度の例

- ・ 弟子屈町住宅用太陽光発電システム設置費補助金
- ・ 居宅介護予防住宅改修費
- ・ 下水道事業による水洗化工事資金の融資又は補助制度
- 弟子屈町住宅建築資金利子補給制度・・・など

9 工事概要

(例) ユニットバス取替え、給湯ボイラー取替え・配管共、外壁塗装120.0㎡

10 助成金（弟子屈町が記入しますので、申請者は記入しないで下さい）

■新築・増築・改築

①工事請負契約金額 _____ 円

②公的機関の補助対象事業費（太陽光発電等） _____ 円

※助成金 = (①-②) × 5% = _____ 円

（50万円を限度とし、助成金に千円未満の端数が生じた時は、その端数を切り捨てるものとする。）

■解体

①工事請負契約金額 _____ 円

※助成金 = ① × 50% = _____ 円

（50万円を限度とし、助成金に千円未満の端数が生じた時は、その端数を切り捨てるものとする。）

■リフォーム

①工事請負契約金額（見積金額） _____ 円

※助成金 = ① × 10% = _____ 円

（20万円を限度とし、助成金に千円未満の端数が生じた時は、その端数を切り捨てるものとする。）

（下水道計画区域内における外部排水工事は補助対象外とする。）

【添付書類】

居住に関する誓約書及び調査同意書、対象となる住宅の図面等、施工内容誓約書、施工業者制度利用計画書、着工前の写真、建築確認申請確認済証（写し）又は、建築工事届（写し）、工事請負契約書（写し）：新築・改築・増築の場合、見積書：リフォームの場合、登記事項証明書その他所有権等を確認できるもの、着工前の写真、建築物除却届：解体の場合